

令和8年度（2026年度） 逗子市放課後児童クラブ入所のしおり

逗子市では、保護者（18歳以上65歳未満の同居者等含む）が就労等により放課後家庭にいない児童に対して、放課後の遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図るため、市内5小学校区に各1か所（計5か所）の放課後児童クラブを設置しています。この利用案内には、入所に関する事項が記載されています。内容を確認していただき、手続きを行ってください。

放課後児童クラブの利用を希望する世帯は年々増えており、近年は利用登録可能児童数を上回る入所申請数となっています。入所可能枠がない場合には、高学年になるにつれ待機児童になる可能性があります。待機児童対策の一環として「キッズクラブ逗子」（全小学校区対象）を開設しています。令和8年4月現在、23名の空きがあり、同時申請も可能ですのでそちらの申請もご検討ください。

1. 新年度（4月1日）の入所について 【終了しました】

【1次申請】

申請方法：オンラインでの申請または申請書類を市役所保育課、または入所希望のクラブへ提出

受付期間：令和7年10月3日（金）～令和7年11月4日（火）

結果の送付（郵送）：令和8年3月上旬頃

【2次申請】入所登録可能児童数に余裕がある場合のみ選考を行います。

申請方法：オンラインでの申請又は申請書類を市役所保育課へ提出

受付期間：令和7年11月5日（水）～令和8年1月30日（金）

結果の送付（郵送）：令和8年3月中旬～下旬頃



学童のHPはこちらから

2. 年度途中（5月～3月）の入所

申請方法：オンラインでの申請又は申請書類を市役所保育課へ提出

入所希望月	受付期間	入所承認通知書 発送予定時期
5月1日入所	3月11日(水) ～ 4月10日(金)	毎月20日頃に発送 ※入所承認通知書は、お手元 に到着するまで数日かかります。
6月1日入所	4月13日(月) ～ 5月8日(金)	
7月1日入所	5月11日(月) ～ 6月10日(水)	
8月1日入所	6月11日(木) ～ 7月10日(金)	
9月1日入所	7月13日(月) ～ 8月10日(月)	
10月1日入所	8月12日(水) ～ 9月10日(木)	
11月1日入所	9月11日(金) ～ 10月9日(金)	
12月1日入所	10月13日(火) ～ 11月10日(火)	
1月1日入所	11月11日(水) ～ 12月10日(木)	
2月1日入所	12月11日(金) ～ 1月8日(金)	
3月1日入所	1月12日(火) ～ 2月10日(水)	

3. 市外からの転入予定での申請

転入予定での申請は、転入予定場所（住所）と予定日（物件の引渡し日等）が決まっている場合に限り、上記の期間内に申込みできます。ただし、入所月の前月末日までに逗子市に転入することが必要です。利用の承認は転入後（本市内に住民登録されたことが確認できた後）となります。

4. 利用できる家庭・児童について

(1) 入所要件等

保護者等の全員が次の要件のいずれかに当てはまり、日中保育できない家庭の児童が利用できます。

※ 「保護者等」とは、父母に加え、同一の建物に居住している 18 歳以上 65 歳未満の同居者等を含みます。二世帯住宅の場合や住民票上別世帯の場合も同居とみなします。

※ 仕事が休みの日や介護・看護をしない日など、放課後児童クラブを利用する要件の無い日は利用できません。

要件	基準 (条件に満たない場合、申し込めません)	利用可能期間 (期間終了後に退所)
就労	月 80 時間以上の就労（日中、日曜日と休憩時間を除いて週 3 日以上、週 20 時間以上）※求職中は利用できません。	就労期間
出産	出産のため保育にあたれない場合 ※育児休業中は利用できません。	出産（予定）日を基準として、産前産後 8 週の属する月
病気・障がい	入院・退院により保育ができない場合	該当期間
介護・看護	同居の親族が月 80 時間以上の介護・看護を必要とし保育が出来ない場合	介護・看護期間
災害復旧	震災・風水害・火災その他の災害の復旧にあたっている場合	復旧に必要な期間
就学	就職に必要な技能習得のため、月 80 時間以上、学校等（職業訓練校、専門学校、大学）に通学している場合	就学期間
その他	上記に類する状態として市が認める場合	保育が必要な期間
<p>① 「就労」の方について、入所要件を満たしているかの確認は、就労証明書に記載のある雇用主との契約上の就労時間及び直近 3 か月の就労実績で判断します。<u>要件を満たしていない場合は入所できません。</u></p> <p>② 入所要件は、保育所等と異なりますのでご注意ください。特に、<u>育児休業中・求職活動中での申請はできません。</u></p>		

(2) 利用できる日

放課後等において、保護者が仕事等によって、月曜日から土曜日の間で児童の保育ができない日に利用できます。

※例…父が月～金曜日までの固定勤務で、母が月・火・木・金曜日の固定勤務の場合

	月	火	水	木	金	土
父	勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	休み
母	勤務	勤務	休み	勤務	勤務	休み
利用できる日	○	○	×	○	○	×

利用できる日は、月・火・木・金曜日です。水・土曜日は利用できません。

(3) 利用できる時間

利用できる時間は、勤務時間と通勤時間を合わせた時間です。

※例…勤務：9時40分～15時20分 通勤：30分の場合、利用できる時間は、放課後～15時50分までです。買い物等の就労以外の時間を含めることはできません。

5. 利用できるクラブと開所日時について

(1) 逗子市では、各小学校区に各1か所（計5か所）の放課後児童クラブを設置しています。利用は原則として児童が通学する小学校区にあるクラブとなります。国公立・私立小学校へ通学している児童は、お住まいの小学校区にある放課後児童クラブが利用できます。

(2) 放課後児童クラブ一覧

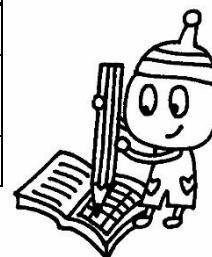
令和8年4月現在

名称	指定管理者 (運営法人)	所在地
ずしっ子太陽学童クラブ (逗子小学校区放課後児童クラブ)	ライクキッズ(株)	逗子4-2-11 (市民交流センター内) ☎046-871-8331
ずしっ子そよ風学童クラブ (沼間小学校区放課後児童クラブ)	ライクキッズ(株)	沼間1-7-39 (沼間小学校隣) ☎046-876-9016
ずしっ子あおぞら学童クラブ (久木小学校区放課後児童クラブ)	ライクキッズ(株)	久木7-2-1-2 (久木中学校体育館隣) ☎046-873-8728
波の子学童クラブ (小坪小学校区放課後児童クラブ)	NPO法人波の子	小坪5-21-15 (小坪小学校区コミセン隣) ☎0467-22-1735
りす子どもクラブ (池子小学校区放課後児童クラブ)	(株)創英コーポレーション	池子3-9-2 (池子小学校隣) ☎046-873-8686

(3) 開所日時

曜日等	通常の開所時間	延長する開所時間 (別途延長保育料がかかります)
平日	放課後～午後6時	午後6時～午後7時
学校休業日 (土曜日、長期休業日、臨時休校日)	午前8時～午後6時	午後6時～午後7時
日曜日、祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)は休所		

※ 災害・荒天などで、開所日時に関わらず、閉所する場合があります。



(4) 補助型放課後児童クラブ「キッズクラブ逗子」 ※全小学校区対象

名称	補助型事業者 (運営法人)	所在地
キッズクラブ逗子	NPO法人三楽	逗子5-2-48 キングプラザ3階 ☎046-876-6373

6. 入所選考の実施について

(1) 放課後児童クラブの利用を希望する世帯は年々増えており、近年、利用登録可能児童数を上回る入所申請が続いているため、令和2年度から入所選考基準を設定し、学年の低い児童を優先して入所決定します。ただし、入所可能な枠がない場合には、待機児童になることがあります。

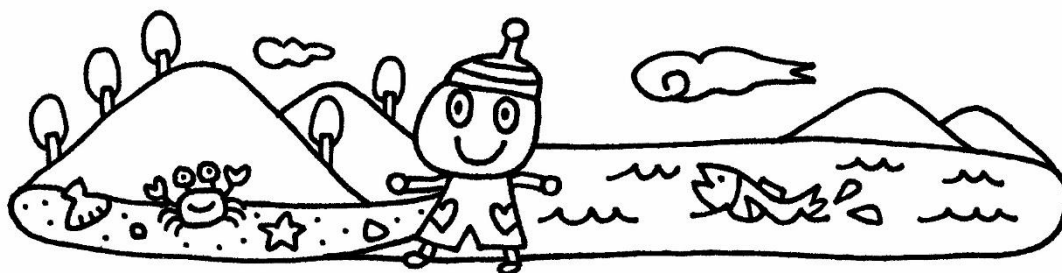
また、待機児童対策の一環として、補助型放課後児童クラブ「キッズクラブ逗子」(全小学校区対象)を開設しています。令和8年4月現在、23名の空きがあり、同時申請も可能ですのでそちらの申請もご検討ください。(詳細は別紙1をご覧ください。)

本市では放課後の子どもの居場所として、「ふれあいスクール」を設置しています。お子さんの生活スタイルに応じて、そちらの利用もご検討ください。ふれあいスクールについての詳細は、別紙2「ふれあいスクールと放課後児童クラブはどう違うの?」をご覧ください。

※ふれあいスクールでは、給食がない登校日は原則昼食をとることができませんが、放課後児童クラブの入所申請をしたが利用登録可能児童数の上限を超えたため不承諾となった児童(待機児童)のみ昼食可能としています。利用には、ふれあいスクールへの登録も必要です。

(2) 入所選考について

選考が実施されるとき	1年生から1学年ずつ、その学年の申請者全員が入所可能かを審査し、全員が入所できない学年が生じたとき
選考の対象となる人	申請者全員が入所できないことがわかった学年の児童(その学年以上の児童は、選考を実施せず全員待機児童となります)
選考方法	次の点数表により保育の必要性を点数化し、より必要性が高い児童から入所を決定します。同点となった児童間でさらに調整が必要な場合は、家庭の状況を総合的に勘案し、必要性を判断します。



(3) 選考基準点数表 <基本点数>

	保護者の状況		1週当たり就労時間	点数
①労働	家庭外労働	通勤を伴う	1週 35 時間以上	50
		①被雇用者（雇用形態を問わない）	1週 30 時間以上 35 時間未満	45
			1週 25 時間以上 30 時間未満	40
		②自営業者	1週 20 時間以上 25 時間未満	35
	家庭内労働	自宅を職場とする	1週 35 時間以上	45
		①被雇用者（同上）	1週 30 時間以上 35 時間未満	40
			1週 25 時間以上 30 時間未満	35
		②自営業者（就労時間の規定がある場合のみ）	1週 20 時間以上 25 時間未満	30
内定	内定している就労によって、上記を準用		50~30	
②妊娠／出産	出産（産前産後8週間）		35	
③疾病／負傷／障がい	入院（1ヶ月以上）		50	
	重度の心身障がい（保護者本人）		50	
	中度の心身障がい（保護者本人）		45	
	保育が困難との診断		50	
④介護・看護	同居親族（長期入院等している親族を含む）の看護	入院者の付添（常時必要）	50	
		重度の障がい者等の介護・看護	50	
		中度の障がい者等の介護・看護	45	
⑤災害	自宅の災害復旧に要する時間を基に上記①家庭外労働を準用		50~35	
⑥その他	就学	就労のための各種学校	40	
		一般学生	20	

<<調整点数>>

ひとり親世帯			+60
保護者の通勤時間（家庭外労働が対象）	終業時間に片道の通勤時間を加えた時刻が	17時以降	+5
※1週当たり5日以上該当する場合のみ考慮		18時以降	+10

<<同点で並んだ場合の考慮事項>>

優先度：高い	優先度：低い
<ul style="list-style-type: none"> ひとり親世帯 他に入所している（入所の予定がある） 低学年の児童がいる世帯 	<ul style="list-style-type: none"> より収入が多い世帯 保育料の滞納がある世帯 市内に児童の受け入れが可能な祖父母がいる世帯 家庭内労働者を含む世帯

※ 児童虐待の恐れがあるなど、児童相談所等により、児童福祉の観点から明らかに保育の必要性が認められる場合は、個別判断とする。

7. 保育料について現在の保育料は次のとおりです

区分		一般世帯保育料（月額）		ひとり親世帯保育料（月額）	
		1～3年生	4～6年生	1～3年生	4～6年生
第8階層	市民税所得割額 397,000円以上	17,500円	16,500円	13,000円	12,000円
	〔概ねの世帯年収 1,130万円以上〕	きょうだい減免後⇒10,500円		きょうだい減免後⇒7,800円	
第7階層	市民税所得割額 301,000円 以上 397,000円未満	16,000円	15,000円	12,000円	11,000円
	〔概ねの世帯年収 930万円～1,130万円〕	きょうだい減免後⇒9,600円		きょうだい減免後⇒7,200円	
第6階層	市民税所得割額 169,000円 以上 301,000円未満	14,500円	13,500円	11,000円	10,000円
	〔概ねの世帯年収 640万円～930万円〕	きょうだい減免後⇒8,700円		きょうだい減免後⇒6,600円	
第5階層	市民税所得割額 97,000円 以上 169,000円未満	13,000円	12,000円	10,000円	9,000円
	〔概ねの世帯年収 470万円～640万円〕	きょうだい減免後⇒7,800円		きょうだい減免後⇒6,000円	
第4階層	市民税所得割額 48,600円 以上 97,000円未満	12,000円	11,000円	9,000円	8,000円
	〔概ねの世帯年収 330万円～470万円〕	きょうだい減免後⇒7,200円		きょうだい減免後⇒5,400円	
第3階層	市民税所得割額 48,600円未満	10,000円	9,000円	6,000円	5,000円
	〔市民税課税世帯以上 概ねの世帯年収～330万円〕	きょうだい減免後⇒6,000円		きょうだい減免後⇒3,600円	
第2階層	市民税非課税世帯	3,500円	3,500円	3,500円	3,500円
		きょうだい減免なし		きょうだい減免なし	
第1階層	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
延長保育料（18時～19時）		一律 1,000円（第1階層は免除）			

- ・令和8年度の保育料については、令和7年度の保護者及び同居者等の市民税の額を基に保育料を決定します。
- ・保育料算定にあたって保護者が非課税の場合、18歳以上65歳未満の同居者等の市民税の所得割額を基に保育料を決定します。
- ・課税額は、税額控除（配当控除・外国税額控除・住宅借入金等特別控除など）を適用する前の税額で算定します。
- ・市民税所得割課税額は政令指定都市で課税されている場合、旧税率により算定された額となります。
- ・海外での収入がある方は、海外での1年間の収入と社会保険料を日本円に換算し、市民税額相当の額を算出した上で、保育料を算定します。
- ・所得の申告がなく、市民税額が確定していない場合は、最高額で決定します。
- ・保育料の減免を受ける場合は、必要な書類を申請期限までに提出してください。

《その他の料金制度》

・きょうだい減免

第3階層以上の世帯に属し、同一世帯から複数の利用児童がある場合は、第1子は減免なし、第2子以降40%の減免とします。

・高学年（4年生以上）割引

第3階層以上の世帯に対し、適用を受ける保育料から1,000円減額します。

8. 障害者手帳をお持ちの児童、療育相談を利用されている児童の利用について

クラブと保護者で事前に十分な面談を行い、児童の安全面、障がい状況及び施設の環境・条件等を勘案し、入所の可否を決定します。本人及び他の児童の安全確保が図れないと判断する場合には、受入れできないことがあります。

また以下の要件を満たしていることが必要です。

- ・学校からクラブまで、ひとりで登所できること
- ・食事、排便、着脱衣、身辺整理等がひとりでできること
- ・放課後児童支援員の介助を求めることなく、集団行動を行うことができること

9. 産前産後休暇・育児休業明けで復職される方

放課後児童クラブに入所となった場合、入所月の末日までに復職することが入所条件となります。

また、復職後1ヶ月以内に「復職証明書」の提出が必要ですので、あらかじめご了承ください。

※ 入所後でも保護者が復職前で家にいる場合は、利用できません（仕事がある日しか利用できません）。

10. その他

(1) 入所決定は、入所日から翌年3月までの年度単位で行います。継続して利用を希望される場合は、年度ごとに入所の申請が必要です。

(2) 児童の安全のため、夏季は午後5時以降、冬季は午後4時30分以降の帰宅は、原則として保護者のお迎えが必要です（夏季と冬季の対象時期は、クラブによって異なります）。

(3) 本市の放課後児童クラブで、入所児童の決定（選考）や保育料の決定を市が行うクラブは、市が設置した施設を市に代わり指定管理者（法人）が運営しています。利用にあたっては別途各クラブへの書類提出や面接等の契約手続きがあります。

問い合わせ先

逗子市教育委員会教育部保育課

電話 046-873-1111

（内線 533、534）